

米沢市ふるさと納税ポータルサイト運用等業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、米沢市（以下「本市」という。）が、受付を行っているふるさと納税ポータルサイトのうち、以下に記す3サイトの運用に係る業務を民間事業者へ委託することで、幅広い寄附者のニーズに対応し、これまで以上に本市の魅力を広く発信しながら、寄附額の向上及びシティプロモーションの更なる推進に繋げることを目的に、当該サイトの運用に係る業務を公募型プロポーザル方式により選定された民間事業者へ委託するため、必要な事項を本要領にて定める。

- (1) ANAのふるさと納税
- (2) auPAYふるさと納税
- (3) JRE MALLふるさと納税（以下、左記3サイトをまとめて「当該サイト」という。）

2 業務の概要

- (1) 業務名 米沢市ふるさと納税ポータルサイト運用等業務委託
- (2) 業務内容 「米沢市ふるさと納税ポータルサイト運用等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 見積限度額 3,836,800円（税込） ※想定寄附額 69,760,000円
当該サイトを通じて受けた寄附金額の5%（消費税及び地方消費税は含まない。）
当該サイトへの掲載費用、クレジットカード等の寄附金決済手数料は含まない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成6年3月31日告示第66号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 山形県内に本社又は事業所を有する法人であること。
- (5) その他の法令・規則等に違反していないこと。

※ 応募以後、上記の参加資格を満たさないと判断された場合、契約候補者となることができない。また、契約後に上記の参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

4 スケジュール

実施内容	日程	備考
公募の開始（公告）	令和5年5月23日（火）	
質問書の提出期限	令和5年5月30日（火）	午後5時必着
質問の回答	令和5年6月2日（金）	市公式ホームページへ掲載
参加表明書の提出期限	令和5年6月6日（火）	午後5時必着
参加資格確認結果の通知	令和5年6月8日（木）	各事業者へメールにて報告
技術提案書等の提出期限	令和5年6月16日（金）	午後5時必着
技術提案の審査 （プレゼンテーション選考）	令和5年7月上旬を予定	
選定結果の通知	令和5年7月上旬を予定	
契約締結	令和5年7月上旬を予定	

5 参加手続等

(1) 各種書類の配布

公募に関する資料等、手続に必要な書類は、米沢市公式ホームページからダウンロードすること（個別の配布は行わない。）。

(2) 質問書の受付及び回答

ア 受付期限 令和5年5月30日（火）午後5時必着

期限を過ぎた問合せ、又は他の応募事業者に関する質問には応じない。

イ 受付場所 米沢市産業部米沢ブランド戦略課

ウ 提出書類 質問書（様式1号）

エ 提出方法 電子メールによる（電話での質問には応じない。）。

オ 回答方法 全ての質問を集約し、令和5年6月2日（金）以降に市公式ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和5年6月6日（火）午後5時必着

イ 提出場所 米沢市産業部米沢ブランド戦略課

ウ 提出書類 ・参加表明書（様式2号）
・事業者概要書（任意様式）

参加表明書は代表者印を押印の上、提出すること。

また、事業者概要書は、事業者の概要及び事業実績がわかる書類（任意様式）を添付すること。

公告日において米沢市競争入札参加資格を有しない者については、以下の書類を提出すること。

- ① 直前年度の財務諸表（貸借対当表・損益計算書等）
- ② 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署：発行から3か月以内）
- ③ 登記事項証明書（法務局：発行から3か月以内）
- ④ 暴力団排除に関する誓約書（様式3号）

なお、参加表明後に辞退する場合は任意の様式により書面にて提出すること。

エ 提出部数 1部

オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着とする。）

(4) 技術提案書等の提出

- ア 提出期限 令和5年6月16日（金）午後5時必着
期限を過ぎた場合は辞退したものとみなす。
- イ 提出場所 米沢市産業部米沢ブランド戦略課
- ウ 提出書類 ・技術提案書等提出書（様式4号）
・技術提案書（後述の「カ 技術提案書等の詳細」参照）
・参考見積書（様式5号）
- エ 提出部数 ・正本1部（様式4号及び様式5号を添付したもの）
・副本5部（様式4号及び様式5号を添付しないもの（写しでも可））
- オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限必着とする。）
- カ 技術提案書等の詳細 技術提案書については任意様式とするが、業務仕様書の内容を踏まえつつ、以下の①から⑦までの内容が盛り込むよう留意すること。提出書類は、A4判に統一して作成し、左綴じ、カラー両面印刷を原則としてファイル等に綴じること。
ただし、図表等の場合はA3判可とし、A4判に折り込むこと。なお、提案者を特定できるような内容（具体的な社名等）は記載しないこと。

① 業務体制及び導入計画

本業務の実施体制並びに準備期間から業務開始までの導入計画について説明すること。

② 当該サイトにおける返礼品登録までの工程

当該サイトの運用業務の工程並びに返礼品取扱事業者との画像共有等の連携方法について説明すること（図示等でわかりやすく）。

③ リピーター確保策

当該サイトの傾向と本市返礼品の特徴を説明し、リピーター確保に資する策を提案すること。

④ PR策

提案者が有するノウハウ等を活用し、本市への寄附者のニーズ等について調査分析した上で、当該サイトを中心に、寄附の促進に資する策を提案すること。

⑤ 米沢ブランド戦略との連携強化策

本市が推進する「米沢ブランド戦略事業」を十分に理解した上で、寄附の促進と連携した、地域ブランドの向上に資する策を提案すること。

⑥ その他自社の優位性

企画提案者の優位性について、他社と対比した上で説明すること。

⑦ 業務に要する費用

参考見積額について説明すること。

(5) 技術提案書提出に当たっての留意事項

- ア 技術提案書等及び参考見積書は、1者につき1提案に限る。
- イ 提出された技術提案書等は、事業者に戻却しない。
- ウ 提出された書類は事業者の選定作業に必要な範囲内において、本市で複製することがある。
- エ 本市から提供した参考資料を無断で第三者に提供すること及びその他の目的に転用することを禁止する。
- オ 技術提案書の受理後はいかなる追加及び修正を認めない。
- カ 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

6 選定方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）

提案者のプレゼンテーションに対し、米沢市ふるさと納税ポータルサイト運用等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）委員によるヒアリングを実施する。なお、プレゼン等及び委員会による審査は非公開で行う。

- ア 実施予定日 令和5年7月上旬
- イ 会場・時間 実施日と併せて別途通知する。
- ウ 説明者 3名以内とする。

エ プレゼン等の方法

- ① 提出された技術提案書等により非公開で行う。
- ② 初めに、提案者が20分間のプレゼンテーションを行い、その後、審査員による10分間程度の質疑応答を実施する。
- ③ 使用するパソコンは提案者側で準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備する。
- ④ 追加資料の配布を禁止する。
- ⑤ プレゼンテーションの資料に提案者を特定できるような内容（具体的な社名等）を記載しないこと。また、ヒアリングにおいても社名等が分かるような表現をしないこと。

オ プレゼン等の順序 プレゼン等の順序は、技術提案書等の受付順とする。

カ プレゼン等の参加者数

全ての参加承認者をプレゼン等の参加者とし、令和5年6月8日（木）までに通知する。
なお、提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーションによる審査を実施するものとする。

(2) 評価項目及び評価基準

別紙1のとおり

(3) 選定方法及び結果通知

委員が評価基準により採点し、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀者、二番目に高い者を優秀者（次点者）として特定し公表する。ただし、採点合計が総得点の60%未満である場合は、受託候補者として選定しない。提案者が1者の場合であっても同様とする。また、提案内容の項目のうち、いずれかの項目について0点となった場合も欠格とする。なお、合計点が最も高い者が2者以上いる場合には、企画提案に関する点数の高い者を最優秀提案者として選定する。

審査結果については、令和5年7月上旬以降に参加事業者全員に対し文書で通知する。なお、この審査結果についての異議は認めない。

(4) その他

- ア プロポーザル参加に要する一切の費用（企画提案書作成費、交通費等）は事業者負担とする。
- イ 技術提案書やプレゼン等実施時に、次に該当することを確認した場合は無効とする。
 - ① 技術提案の内容が本要項の条件に適合しないもの。
 - ② 虚偽の記載があるもの。
 - ③ 本業務の見積金額が提案上限額を超えていたとき。
 - ④ 技術提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
 - ⑤ 公正な審査を妨げる行為があったと認められるとき。
 - ⑥ その他不正な行為があったと市長が認めたとき。

7 業務委託契約

(1) 契約締結交渉

市は上記により選定された最優秀者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、優秀者と契約交渉を行う。なお、業務内容は、仕様書を基本とするが、両者協議の上変更することがある。

(2) 委託料

契約締結後、実際の業務開始までは準備期間とし、委託料は発生しない。それぞれの業務が運用開始となり、実績に基づき受託者から請求があった際に支払うこととする。

8 その他

(1) 再委託について認めないものとする。

(2) やむを得ない事情により日程等の変更が生じる場合には、別途通知する。

(3) 公平な選定を行うため、本業務の契約締結が終了するまでは、このプロポーザルに関する本市職員への営業活動及び来庁は控えること。

(4) 郵送、電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

(5) 共同企業体（JV）による参加表明は認めない。

(6) 本要領に規定されていない事態が発生した場合は、委員会が協議して決定する。

9 問合せ先

米沢市産業部米沢ブランド戦略課米沢ブランド推進担当

所在地：〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号

電話：0238-22-5111（内線4502）

FAX：0238-24-4541

E-mail：yone-furu@city.yonezawa.yamagata.jp